

平成28年度 税制改正大綱が決定！

新年あけましておめでとうございます。本年も古田士会計及び『TAX NEWS』を、どうぞよろしくお願ひいたします。
さて昨年12月16日、自民・公明両党は、平成28年度の税制改正大綱(タイクウ)を決定しました。この大綱は、翌年度以降の税制改正の内容を示した文書で、政府はこの大綱にそって税制改正法案を作成し、1月の通常国会に提出。国会審議を経て成立をすれば、翌年度(一部先行適用ありますが)以降に実施されます。

今回の改正の目玉は、やはり消費税率の引上げの確実な実施が明記されたことでしょう。それに伴い『軽減税率』や『経過措置』が示されました。それ以外に関しても、現在の情報に基づき解説いたします。

(消費税の改正内容については、次のページにて)

	タイトル	内容	解説	増減
法人課税	① 法人税実効税率の引下げ(3年連続)	28年度の実効税率は 29.97% で、「20%台」になる。更に30年度には同29.74%になる。	アベノミクスの成長戦略の焦点だった法人税改革の目玉。「(実効税率を)数年で20%台」への引下げを実現。	↓
	② 生産性向上設備投資促進税制の適用期限をもった廃止 & 代替制度になるか。一定の設備投資に対する固定資産税の3年間減税(新設)	実効税率の引下げによる減税額を確保するための課税ベース拡大の一つ。ただ中小企業の影響に考慮し、中小向けに固定資産税での投資減税を新設。 新たな設備投資への固定資産税を、3年間半減 。赤字企業にも恩恵がある。		↑ ↓
	③ 減価償却方法の見直し	建物附属設備と構築物の償却方法は、定率法を廃止し、 定額法のみ に。	左記の固定資産については、建物と同様とみなし、定額法に一本化。	↑
	④ 外形標準課税の拡大(大法人のみ)	中小企業への負担増に配慮し、今年も制度の適用から外れる 。大法人に対する課税ベースの拡大策として、事業税の外形課税の増税(所得部分は減税)を実施し、赤字企業を含め広く税負担を求めた。		↑
	⑤ 企業版ふるさと納税の創設	認定された地方自治体に対する寄附金に対して、実効税率と合わせて6割の税負担減。	『地方創生』の一例。税額控除を地方税から順に適用するので、税制も地方を応援する。	↓
暮らしと所得課税	⑥ 相続した空き家の譲渡所得に対する減税	相続した被相続人の居住用不動産(相続により空き家)を譲渡し、その他要件も満たした場合には、譲渡益から 3,000万円を控除 。	例えば離れた実家を相続したものの、空き家となる場合、現行の居住用不動産の特別控除と同額の控除を認め、譲渡を促す。『空き家』の社会問題に対応する税制。	↓
	⑦ 住宅の三世帯同居改修工事等に対する減税①(住宅ローンの先取り)	三世帯同居に対応した住宅改修に対し、住宅ローン控除を先取り(残高の2%を5年間)できる。増改築等を伴う必要がある。	子育て世代の就業を支援する『一億総活躍社会』の一例。保育園の待機児童の解消にも一助。内容面では、左記のいずれも、既存の住宅ローン控除との選択となる。控除の先取りを選択することで、経済的負担が軽減することを見込む。	↓
	⑧ 住宅の三世帯同居改修工事に対する減税②(居住年度の一括減税)	三世帯同居に対応した住宅改修に対し、居住年度に工事箇所に応じた税額控除。(最大25万円)		↓
	⑨ 少額の医療費に対して、医療費控除の特例を創設	自主服薬の推進のため、一定の健康維持等の取組みに係る市販薬の購入に対し、支払額年12,000円から医療費控除を適用。(限度88,000円)	健康管理意識を高め、膨張する医療費の抑制を図る。内容面では、医療費が多額になる場合は、通常の医療費控除が有利。	↓
	⑩ 通勤手当の非課税額拡充	実費月額15万円(現行10万円)まで非課税	新幹線通勤等の状況に配慮	↓
その他	⑪ クレジットカード納付制度	国税について、インターネット上のクレジットカード納付が可能に。		—
	⑫ 領収書等の電子データ保存に、デジカメも認める。	経費の算定根拠となる領収書・契約書を、一定の承認を要件に、電子データで保存ができるが、これにデジカメ等のデータも認められる。		—

<平成28年度税制改正 消費税>

I 消費税の引上げ

平成29年4月1日以後の税率を、地方消費税とあわせて10%となります。

II 軽減税率の導入

・次の取引について、消費税の軽減税率(地方消費税とあわせて8%)が適用されます。

- ① 飲食料品の譲渡(酒類及び外食サービスを除く。)
- ② 定期購読契約が締結された新聞※の譲渡

※定期購読契約が締結された新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞に限る。

○平成29年4月1日以後から行う課税資産の譲渡等について適用

軽減税率の対象(「外食」に当たらない) テイクアウト・持ち帰り・宅配	軽減税率の対象外(「外食」に当たる) 外食・イートイン
<p>①「一定の飲食設備のある場所において行う」ものではないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト・そば屋の出前・ピザ屋の宅配・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)・寿司屋のお土産 <p>②「食事の提供」に当たらないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・コンビニの弁当・惣菜(イートインコーナーがある場合でも、持ち帰り可能な状態で販売されている場合は軽減税率)	<ul style="list-style-type: none">・牛丼屋・ハンバーガー店での店内飲食・そば屋の店内飲食・ピザ屋の店内飲食・フードコートでの飲食・寿司屋での店内飲食 <ul style="list-style-type: none">・コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品(例:返却の必要がある食器に盛られた食品等)・ケータリング・出張料理

III インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入と経過措置

・インボイス制度が導入されます。(平成33年4月1日～)

- ① 複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式として、インボイス制度の導入。
- ② 免税事業者は適格請求書を発行することができず、免税事業者からの課税仕入については、仕入れ税額控除の適用が不可になります。(取引先対象から免税事業者が除外される恐れがあるため、平成33年4月～平成39年3月までは経過措置が設けられます)

・インボイス制度導入までの経過措置(平成29年4月1日～平成33年3月31日)

- ① 原則: 現行の請求書を使った区分経理
- ② 特例: 区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等を考慮し、税額計算の特例措置が設けられます。
また、これに関連して、平成30年3月31日までに属する課税期間まで、簡易課税制度の事後選択及び全事業者適用が認められます。